

長崎と朝鮮人強制連行：調査研究の成果と課題

高實, 康稔 / Takazane, Yasunori

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

687

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

14

(発行年 / Year)

2016-01-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012717>

長崎と朝鮮人強制連行

——調査研究の成果と課題

高實 康稔

はじめに

- 1 強制連行の実態
- 2 強制労働の実態
- 3 拷問、虐待の実態
- 4 虐待に対する抗議・抵抗
- 5 遺骨の放置
- 6 帰国の状況
- 7 「明治日本の産業革命遺産」と長崎の朝鮮人強制連行

はじめに

長崎在日朝鮮人の人権を守る会（以下、人権を守る会）は、1981年、韓国・朝鮮人被爆者問題を契機として実態調査に着手し、その調査結果を『原爆と朝鮮人』（長崎県朝鮮人強制連行・強制労働実態調査報告書）第1集（1982年）から第5集（1991年）にかけて随時刊行してきた。私も会員の一人として当初より調査に携わってきたが、人権を守る会は続いて佐賀県の実態調査に取り組み、3年後の1994年、第6集（長崎県内の補遺を含む）を刊行した。しかし、ほどなく三菱長崎造船所の朝鮮人強制連行の正確な人数が判明するに及び、この部分だけでもさらに2,028人を加える必要が生じた。1990年代に入り、日本政府は戦時中の朝鮮人労働者に関する公的資料を韓国政府に漸次提供するようになったが、その一端を入手することが可能となり、その中に、長崎県知事が1946年7月24日付で厚生省勤労局に宛てた「朝鮮人労務者に関する調査の件」が含まれていたからである。これには1942年に開始された在日朝鮮人の徴用（推定800人）が含まれていないことから、従来の推定を大幅に改めることが求められたのである。

こうした新たな情報により、長崎における朝鮮人被爆者の実態調査を総括すべき段階に達したと考えていたところ、再度の追跡調査を避けられない重大な契機が与えられた。それが許光茂（ホ・ガンム）氏の論文「広島・長崎朝鮮人原爆被害に対する真相調査—強制動員された朝鮮人労務者を中心に一」（2011年）である。同氏は韓国の政府機関である「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会」（以下、調査委員会）の中心的な調査研究員で、上記論文には私たちが初めて知る事実が多数記述されており、衝撃を受けるとともに、追跡調査を迫られたのであ

る。まず、三菱長崎造船所の収容寮として「稲佐寮」および「丸山寮」の存在は初見であり、位置や規模等の実態を探究する必要があった。次いで、小規模な収容寮とみなされていた小ヶ倉寮は9,000人が収容可能な広大なものであったことが証言に基づいて示され、誤りを正す最大限の努力が求められた。被爆者数についても重大かつ根本的な見直しを余儀なくされた。長崎の場合、広島と違って、近隣の離島で強制労働を強いられていた朝鮮人が原爆後の死体や瓦礫の処理に動員されて大量に入市被爆している事実が指摘されたからである。また、広島・長崎への強制連行は敗戦前7年間に激増したことも指摘された。すなわち、広島県内在住朝鮮人人口は1938年24,878人から1945年84,886人へと3.4倍、長崎県内は同8,852人から61,773人へと7.0倍。これは北海道（8.0倍）と福岡県（3.4倍）を除く他府県を大きく超える増加率であり、その要因が三菱重工業をはじめとする軍需産業であったのである。

そこで、人権を守る会は本格的に追跡調査を開始し、その結果を『原爆と朝鮮人』第7集として刊行した。第6集以来、実に20年ぶりのことであり、なお追跡を要する不明な点も若干残されてはいるものの、実態調査としてはほぼ完了したと自負している。それは調査委員会の厚意を得て、同委員会に強制動員の被害を申述した長崎関係の被害者の証言を要約翻訳して掲載することができたからでもあり、その成果は幸運かつ甚大であった。加えて、端島（軍艦島）の世界遺産化をめざす運動が高まる時期とも重なり、端島での朝鮮人・中国人の強制連行・強制労働の歴史を踏まえるべきことを世に訴えるために、『軍艦島に耳を澄ませば』と題して、同島に関する調査研究の総括を、2011年、社会評論社から出版した。この出版に当たっては、韓国在住の生存者三名を訪ねて、端島での過酷な労働と劣悪な生活環境について証言をいただくとともに、世界遺産化に対する率直な意見をお聞きし、同書に掲載している。

本論考は、人権を守る会のこうした調査研究の蓄積に基づいて、長崎県下における朝鮮人強制連行・強制労働の実態を証言によって具体的に示すことを主とし、「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録問題についても紙幅の許すかぎり言及することとしたい。

1 強制連行の実態

朝鮮人強制連行は1939年の閣議決定「労務動員実施計画」のなかに織り込む形で「朝鮮人労務者内地移住に関する件」（同年7月、内務・厚生両次官通牒）によって開始され、「募集」、「官斡旋」（1942年2月以降）、「徴用」（1944年9月以降）の3段階を踏んで強化されたことは周知の事実であるが、人権を守る会の実態調査によって明らかになったそれぞれの段階における主要な実例（証言）は次のとおりである。

「募集」という名の強制連行

「募集」の最大の特徴は甘言であり、押し並べて詐欺・誘拐罪が成立する不法なものであったが、ここでは、この名目による強制連行の迫真の証言として、佐賀県の北方炭砒に連行された櫛田優氏（1913年5月29日生）の証言をまず挙げ、次いで、「官斡旋」の時期にも続けられた「募集」で三菱長崎兵器製作所の住吉トンネル工事に夫とともに連行された石任順（ソク・イムスン）氏（1925

年11月3日生)の証言を取り上げたい。なお、「募集による強制連行は、内務省警保局の統計資料(『原爆と朝鮮人』第1集, 5頁)を基に約17,000人と推定される。

＊日本に行けば「遊んで、飯もたらふく食える」と

この北方炭砦をはじめ多くの炭砦は、南（朝鮮）から連れてこられた者が多いが、私は平壤（ピョンヤン）の町の真ん中から来た。そのとき、私と一緒に連れてこられたのは、100人である。北方炭砦の労務係がやって来て、「日本に行けば、遊んで、飯もたらふく食える…」とよかごと（結構づくめの意）を並べ立てた。初めは私も「行かん」といって頑張ったが、「よかごと」を言われた、その話に釣られてしまい、調子に乗って、「(日本へ) 行く」と言ってしまった。父親は、漢方医で、私も漢方ができた。これは日本で役に立った。私は長男で、姉二人と弟がいた。そのとき父親は「お前、どうしても行くのか」と言って、私を強く叱りつけ、びんたを張った。しかし、わたしは「男が一度言ったのだから、どうしても行く」と言った。(中略)とにかく「募集」だった。1941（昭和16）年9月16日に、この北方炭砦に到着した。(出典①, 第6集77-78頁)

＊「お金をたくさんやる」と甘い言葉で

結婚して間もなく、1943年11月ごろ、地元の警察官が見知らぬ一人の日本人を連れて来ました。その人は「日本で働く人を募集に来た。お金をたくさんやる」という甘い言葉で人集めをしていました。そして夫には「トンネルを掘る工事現場で働けば20円やる」といい、私には「木綿で軍人の服を作る仕事をすれば10円やる。日本へ行かないか」と強くすすめました。私たちは毎日生活が苦しかった時でもあり、よく考えた上で日本へ行くことを決心し、話がたった三日後には、故郷を出て釜山に向かいました。しかし、私たちは、自由な状況のもとで日本行きを決めたとはいえ、行かなければ夫の家族がお役人からいじめられるような気がしましたので、半分はいやいやながら日本へ行かされることになったのです。(出典①, 第6集217頁)

「官斡旋」という名の強制連行

「官斡旋」が令状なしであったことを明らかにするために、香焼島（こうやぎじま）の川南（かわなみ）造船所に強制連行された張瞬培（チャン・スンベ）氏（1923年6月28日生）の証言を挙げる。なお、「官斡旋」時期の強制連行数は約31,270人と推定される。

＊徴用状が来たものではありません

父が船を手に入れたので、父と兄と私の三人で漁師の船仕事で暮らしていました。その時、日本に徴用に行きました。徴用状が来たものではありません。部落には区長がいます。イ・スノンという人が私たちに徴用令状が出ているという話をしにきました。その話を真に受けて、兄と私が鹿洞の役場に行くとき錦山面（グムサンミョン）、道陽面（ドヤンミョン）とみんな集められていました。兄は日本の北海道の労務者に、そして私も徴用に行くことが決まったのです。(中略) 大田で汽車を乗り換えて釜山に向かいました。その時から大隊長と一緒に乗ってきました。汽車は客車ではなく座る椅子もない貨車で、嚴重に監視され一人も逃げられないようになっていました。(出典①, 第7集168-169頁)

国民徴用による強制連行

「官斡旋」は事実上の命令ではあっても法的拘束力はなかった。そこで、徴兵令と同様に出頭の日時と場所を令状によって指定する徴用方式（1944年9月）に踏み切ったのは、いわば最後の手段であった。しかし、これのみを強制連行とする見方は、「募集」や「官斡旋」を故意に矮小化する誤りであることはいうまでもない。「徴用は逃げ得」とも言われたように、強制連行を必死に逃れようとした例も跡を絶たなかったが、それとても官憲に追跡され、容易に逃げ切れるものではなかった。戦後補償裁判の魁となった金順吉（キム・スングル）氏は、令状を見て母親の実家に逃走したが官憲の捜索によって捕まり、殴打に加えて丸坊主にされて三菱長崎造船所に引き渡されたと筆者を含む訴訟支援者に語った。もとよりこれは逮捕・起訴等の職務権限を逸脱した違法な引き渡しであって、違法行為をも「職務」とする無法状態であったことを証明している。

また、在日朝鮮人に対しては、1942年から既に国民徴用令が適用されていた。ここでは、端島（軍艦島）に徴用された朴準球（パク・ジュング）氏（1920年1月3日生）に次いで、在日朝鮮人に対する強制連行の例として金成洙（キム・ソンス）氏（1925年11月14日生）の証言を取り上げたい。なお、国民徴用による強制連行は約12,440人と推定される。

*権力や金やコネのある者は除外され

1944年の冬、旧暦の11月に、村の里長が徴用令書を持ってきた。当時もこの村に両親と兄弟姉妹の8人家族で暮らしていたが、長男の私が強制連行された。後で次男も北海道に徴用され、父が「なぜ下の息子まで徴用するのか」と里長に抗議したと聞いた。その弟は帰国してから死亡した。権力や金やコネのある者は除外され、私たちのように学校教育も受けていない貧しい者たちが徴用されたのだ。（中略）長崎へ行くことだけは告げられ、良いところだと聞かされていた。三菱という名前は聞いていない。長崎に着くと、3、4列の組を作らせ、銃を持った警官が付いて栈橋まで歩かせた。とても逃げ出せるものではなかった。50名、100名に分けて、小さな船に乗せられ、着いたところが端島だった。（出典②、54頁）

*徴用令状に従わなければ捕らえられ、罰金が付されるのだ

私の生まれは慶南南海で小学校を卒業して日本の大牟田に行った。学校の先輩の母方の叔父が菓子屋で働いていて、三友堂の主人が「あなたみたいな真面目な子がいたら紹介してくれ」と頼んだそうだ。私が推薦され、卒業した14歳の時、1938年4月に日本へ渡り、(福岡県)大牟田の「三友堂」というお菓子屋で働くことになった。その頃は、日本から呼ばれ旅行証ができて初めて連絡船に乗ることもできた。（中略）

その1943年に紙一枚が来て。これくらいな紙に赤い線が一本引いてあって、本籍、名前と長崎県、長崎駅に、何日、何時に到着しろと書いてあった。（※1943年8月）（中略）自分で交通費も持って期日に到着しなければならなかった。総動員令の時代だから徴用状に従わなければ捕らえられ、罰金が付されるのだ。長崎駅広場に着くと、三菱造船所から職員が出てきていた。（中略）三菱造船所にその時一緒に徴用された者は日本人もいたが、ちょうど300人の韓国の人がいた。韓国の人は第一次の徴用と言うことだった。韓国から来た人はいなくて日本に住んでいた韓国人のばかりだった。三菱造船所が朝鮮人を徴用するのに朝鮮人の心理もわからなければならないので、日本にいて日本語が上手で学歴もある300人を選んだ。そしてどう

いう教育をすれば造船所で働かせられるかの模範，実験に全国から集められたのだ。（出典①，第7集102-104頁）

サハリンからの配置転換（二重徴用）による強制連行

サハリンからの石炭の輸送が海上の危険により困難になったため，日本政府は1944年8月，炭坑労働者を九州地方，福島県，茨城県へ配置転換することを決定し，三菱鉱業は約1,000名の朝鮮人労働者を高島，端島，崎戸に配置転換した。これを二重徴用と呼ぶ。高島235名，端島約200名，崎戸520名である。サハリンでは家族を呼び寄せていた者も多かったが，日本の敗戦後，日本人のみ引き揚げて朝鮮人は置き去りにされたため，二重徴用の朝鮮人は帰国後も家族と暮らすことができず，再会のためのさまざまな努力も空しく，酷い別離を強いられる結果となった。日本国民は，戦前のみならず戦後日本の無責任を象徴する事案として，被害者の証言に耳を傾け，深く胸に刻まなければならない。ここでは端島に二重徴用された黄義學（ファン・ウイハク）氏（1921年5月1日生）の証言を一例として示しておきたい。

＊サハリンの妻たちを韓国に必ず送ると言っておきながら

私は，サハリンにも行って，サハリンで徴用にかかって，九州ハシマにも行った。解放される前の年に妻がサハリンに入ってきて8日間だけ妻と暮らし，解放の年の4月にサハリンで娘が生まれた。解放の時，ウェノム（日本の奴）はサハリンの妻たちを韓国に必ず送ると言うので，それを信じて私たちはそのまま先に韓国に帰還した。その後サハリンとは連絡も途切れた。サハリンで生まれた娘は今ハパロフスクの劇団にいて62歳になる。（中略）日帝の時，サハリンは樺太と言った。私は1942年に樺太に行った。その時，私は22歳か23歳だった。結婚したのは17歳の時で2歳年上の19歳の妻と故郷で結婚した。結婚した後，3年両親たちと暮らし，結婚7年目に家に妻を残して私は働きに出ることにした。（中略）搭路炭鉱で2年間働き，仕事に慣れた3年目の頃，搭路炭鉱を閉めて，私たち働く者は徴用で日本本土に送られることになった。（中略）近くに高島があって，これも三菱炭鉱だったが，私たちは高島に行く者と端島に行く者の二手に分けられた。（出典①，第7集240-242頁）

2 強制労働の実態

強制労働の実態を語る証言も枚挙に暇がないが，炭鉱，造船所，トンネル工事，サハリンからの二重徴用の場合に分けて証言を追うこととしたい。なお，強制労働と給与や衣食住の劣悪な環境および無責任な医療体制は表裏一体であることに着目する必要がある。

炭鉱の実例

「官幹旋」の時期に14歳で端島（軍艦島）に強制連行され，三菱造船所に配置換えとなり原爆被爆した徐正雨（ソ・ジョンウ）氏（1928年10月2日生）の証言を取り上げたい。氏は強制連行問題のみならず，被爆者問題でも世論喚起に尽力され，人権を守る会の恩人ともいえる方であるが，2001年8月1日，他界された。

＊どんなにきつくても「はい、働きに行きます」と言うまで殴られ…

この海の下が炭坑です。エレベーターで立坑を地中深く降り、下は石炭がどんどん運ばれて広いものですが、掘さく場となると、うつぶせで掘るしかない狭さで、暑くて、苦しくて、疲労のあまり眠くなり、ガスもたまりますし、それに一方では落盤の危険もあるしで、このままでは生きて帰れないと思いました。落盤で月に4、5人は死んでいたでしょう。今のような、安全を考えた炭坑では全然ないんですよ。死人は端島のそばの中ノ島で焼かれました。今も、そのときのカマがあるはずですよ。こんな重労働に、食事は豆カス80%、玄米20%のめしと、鰯を丸だきにして潰したものがおかずで、私は毎日のように下痢して、激しく衰弱しました。それでも仕事を休もうものなら、監督が来て、ほら、そこの診療所が当時は管理事務所でしたから、そこへ連れて行って、ランチを受けました。どんなにきつくても「はい、働きに行きます。」と言うまで殴られました。「勝手はデキン」と何度聞かされたことでしょう。(中略) 軍艦島なんていっていますが、私に言わせれば、絶対に逃げられない監獄島です。(出典①、第2集71-72頁)

造船所の実例

三菱長崎造船所における強制労働の実態を金鍾述（キム・ジョンスル）氏（1922年2月5日生）および金漢洙（キム・ハンス）氏（1918年12月22日生）の証言によって告発することとしたい。

＊感電して死ぬ人、落ちて死ぬ人、それが限りなく出た

私は造船所では4年間で何隻も船を造りました。「航空母艦」も作りました。飛行機が2階に全部載るほど大きいものです。大砲も機関銃も乗せて飛行機爆弾も乗せて、下を見下ろせば7階の高さです。内部は至る所に空洞があり、足を踏み外し間違っただけで大変なことになります。感電して死ぬ人、落ちて死ぬ人、それが限りなく出てきます。

仕事が忙しい時は、昼夜2交代でした。昼間働くとき、夜通し働くとき、「組」単位で互いに交替しながら働かされました。(出典①、第7集98-99頁)

＊怪我をしても「大丈夫だ。仕事に支障はない」と

銅工場でパイプを曲げるとき、チェーンが切れました。跳ねたパイプが私の足のすねにあたりました。怪我をしまい、三菱病院に行きました。私は足のゆびが折れていたのですが、病院ではそのまま注射をただけでした。今考えれば鎮痛剤でしょう。注射1回して「これで大丈夫だ」と送り出しました。注射したときは痛くないが、夕方になってからまたずっと痛かったのです。福田寮で寝てから、翌日も痛くて、仕事に出て行けないと訴えると、班長は「それで病院で休暇証を書いてもらってきたか？ 病気休暇の診断書ももらってきたか」と言うので、もらっていないと答えると、「駄目だ。仕事に出ろ」と言われました。仕方がなく足を引きずりながら仕事に出て、また病院に行って見てもらったら、「大丈夫だ。仕事に支障はない」というのです。木の棒を杖に、足を引きずって銅工場に行きましたが、足が痛くて立ってられません。仕方なく自分で足に当て木をして、痛みをこらえながら仕事をしていました。(出典①、第7集128頁)

次いで香焼島川南造船所における強制労働の実態を宋良燮（ソン・ヤンスプ）氏（1923年7月21日生）の証言によって告発する。

***船1隻を造る間に20人から30人が死ぬ**

私たちは死ぬかもしれないということを考えもせずに、金儲けのためにがまんして働こうとしました。ところが、1隻を完成するのに通常6ヶ月がかかり、その船1隻を作る6ヶ月の間に通常20人から30人が死ぬのです。私たちが船を作り始めて5ヶ月目には足場がとても高い所での作業になりました。まったく鉄の組立です。落ちたら即死という話です。戦争末期には時間外勤務もさせられました。昼間の勤務だけあった時には思いもしなかったことが起こりました。すなわち、組み立てには溶接にガスバーナーを使います。夜間に目の前でいきなり溶接をすると、瞬間ガスバーナーの明るい光が目を暗くし、そのために足場を踏み外し、頭から真逆さまに転落して即死です。（出典①、第7集175頁）

住吉トンネル工事の場合

三菱長崎兵器製作所では、空襲を避けて兵器生産を続行するために住吉地区にトンネル工場を計画し、強制連行した朝鮮人に西松組が掘らせた6本のうち1号トンネルは敗戦時すでに稼働しており、5～6号が掘削中であつた。ここでの強制労働の実態を朴泳男（パク・ヨンナム）氏（1927年3月20日生）の証言によって明らかにしたい。

***話にならない食事と給料で長時間労働**

食事というのが話にならない。おかずがなくモヤシスープに米の飯だけだった。食事のまかないも韓国人がした。初めは米のご飯が出て腹一杯食べたが、後では雑穀も出てきて、食事の量が減り昭和19年度からはいつも空腹だった。米が足りなくて雑穀と米が混ざって出てくる。昭和18年に行ったときには仕事用の服と靴が与えられた。昭和19年には戦争のせいで物資がなく、靴の代わりに藁を編んだ草鞋を履いて仕事をした。

給料は1ヶ月に3銭だか30円だかを受けたが、それもまともにくれなかった。私ひとりが暮らせる金も与えられないのに家族への送金などできるはずもなかった。

仕事は朝8時から夕方6時まででした。仕事の後はみんな体を洗って寝るだけ。夜間に仕事をする事もあった。夕方8時に入ってその翌朝6時で出てきて。夜間班と昼間班に分かれて、1日おき、1週間おきに交替しながら仕事した。（出典①、第7集207頁）

サハリンからの二重徴用の場合

ここでは高島炭鉱に二重徴用された孫龍岩（ソン・ヨンアム）氏（1928年5月13日生）の証言を挙げて、奴隷労働ともいえる実態を明らかにしたい。

***給料らしいものはなく、貯金は必ず払い戻すとウソをつき…**

サハリンでも高島でも給料らしいものは与えられませんでした。毎月お小遣い程度、年取った人にタバコが買えるくらいの少ないお金を出しただけです。家に手紙を送るための封筒や切手代にしかありません。私のような若い者にはタバコ代さえ与えません。1ヶ月におよそ3円か5円、「残りは銀行に預金しろ、銀行に預金すれば出ていくときにみんなあげる」と言って

いました。貯金をしなさいと言ったが、通帳を見せてくれたことはありません。どれくらい貯金をした、それは分らないです。サハリンを出るとき、私達が貯金を出せと言うと、監督する人が「これ皆一緒に書類を整えて送る、貯金も全て届くから」とそのような話だけして、個人が受け取るお金は全然ありませんでした。少しだけお金を持たせて、それは北海道から降りてくる途中でにぎりめしを買って食べたらなくなりました。そうしておいて長崎までできたことです。

高島を出てくるとき、預金を求めたところ、「銀行が閉まって預金が出せないから、まず少し用意した」と15円を一人ずつ与えました。15円ずつ…。2年間働いてたった15円です。その15円を集めて船を用意し釜山に出てきたことでした。(出典①、第7集251-252頁)

3 拷問、虐待の実態

強制労働自体、虐待といって過言ではないが、暴力を伴う虐待の証言も少なくない。ここでは端島(軍艦島)からの脱走に失敗して捕まった朝鮮人に対する拷問と川南造船所での電気ショックの拷問および北松浦郡池野炭鉱での私刑(リンチ)の目撃証言を長崎であった実例として明示しておきたい。1番目は端島に強制連行された崔璋燮(チェ・チャンソプ)氏(1929年11月10日生)の証言で、2番目は川南造船病院の看護婦だった鶴瀬ニワ氏の証言、3番目は池野炭鉱で働いたことがある谷村静野氏の証言である。

*ゴムのチューブで皮膚も剥げるほど叩かれ

(端島から脱出した人は)いたけれども、ひどい目に遇った。木浦や井邑の水泳が上手な人たちが丸太で筏を作り、海を渡ろうとしたが、途中で疲れ果てて捕まったり、陸地まで行って捕まった人もあり、ゴムのチューブで皮膚も剥げるほど叩かれた。悲鳴を聞いて駆けつけた私たちの前でさんざん拷問された。67号棟のところに当時あった空き地でのことだ。大体11名ほどで、彼らは投獄されたらしく、島からいなくなった。木浦の人は歌がうまく、賢い人だったが…。(出典②、44頁)

*ボタンと倒れて、けいれんして、グルグルまわるんですね

12畳ぐらいの室で、晩でした。明日仕事に行かない人は届けを出させるわけですが、なまけていると思ったんでしょうね。朝鮮人の医務室で、一人の人に電気ショックを与えて、次の人にまできました。両方のこめかみのところに少し水をつけて、そこへ電灯線から引いた電線をくっつけるのです。後の人は、アイゴーアイゴーと泣いて、みんな怖いから、届け出の白い紙を持って、帰ってました。これをすれば病気かなんかわかるからということです。ボタンと倒れて、けいれんして、グルグルまわるんですね。二人目の人は本当に病気だったんでしょうね。私は気味が悪かったから、帰りました。その部屋にいたのは、私と寮監と看護婦ぐらいじゃないでしょうか。恐ろしくて、残酷でそれ以上見ておられなかったですよ。(中略)このことも人に言うのは初めてです。とにかくかわいそうでした。働いている人々は、20～30歳前後でしょうね。強制連行か、マル募かわからないです。(出典①、第2集39-43頁)

＊一晩で顔の形相が一変してしまいました

朝鮮人労務者たちの寮は坑口まで300メートルぐらいの位置にありました。食べ物がなくて、腐ったみかんを拾って食べている朝鮮人を、憲兵がひどくなぐっているのを見たことがあります。どんなに体の具合が悪くても、休ませなかった。あるとき、40歳すぎの朝鮮人労務者が、とても疲労がはげしくて「少し、上がらせてくれ」とたのんだが、聞き入れられなかったので、風洞の中へ入った。それを見つけられて引っぱられたが、一晩で顔の形相が一変してしまいました。それははげしいリンチを受けたからだと思います。（中略）

坑外でのリンチは目撃したことはありませんが、坑内でのリンチはそれはひどいものです。日本人のやくざみtainな男、多分監督と思いますが、木刀でポコンポコンと朝鮮人をなぐっているのをよく見かけました。逃亡者に対するリンチはもっと惨酷だったと聞いています。池野炭鉱（日鉄鉱業北松鉱業所の炭鉱）は、憲兵が多かった。佐世保ですから、入れ替わり、立ち替わり来るわけです。

固い靴の先で蹴られた、となげいている朝鮮人もありました。憲兵も、木や棒でたたいていました。（出典①、第5集74-79頁）

4 虐待に対する抗議・抵抗

強制連行の事前にあった甘言や約束と「話が違う」として各地で頻繁にトラブルになり、激しい抗議と待遇改善要求の事例も珍しくないが、問答無用と弾圧・鎮圧されたことは全国的に共通している。しかし、こうした要求や虐待に対する抗議・抵抗は、朝鮮人が無為に忍従したのではないことを証明する歴史として明記する必要がある。以下に、長崎県内での事例として、2例を挙げたい。1番目は神林炭鉱（北松浦郡鹿町、野上東亜鉱業）の従業員であった鄭莫乃氏の証言、2番目は日鉄鹿町炭鉱（通称、大加勢炭鉱）での抵抗事件に関する福田フミ子氏の証言である。

＊3日目に逃走し、消防団、警察などが総動員で「山狩り」

炭鉱の労務係が、嘘の契約で朝鮮人を連行してきて、きびしい労働を強いるのです。中には、白いパジ（朝鮮服）のまま連れてこられた者もありました。彼らは、労働がきびしいのに、満足な食事と与えられず、腹がへって毎日泣き叫ぶありさまでした。無届けで休むと、すぐに憲兵がとんできて、はげしい折檻をします。いきなり、なぐりつけてから、腕立て伏せをさせ、自分のはいている革靴でからだも、頭も蹴る、なぐる、というひどいありさまでした。当時、15歳ぐらいの私は、その恐ろしい光景に、驚き、こわがり、ちぢみあがっていました。（中略）終戦の半年ぐらい前でしたか、1944（昭和19）年の終わりごろ、「東萊」から100～200名の朝鮮人青年が連行されて来ました。それは「東萊隊」と呼ばれていましたが、彼らは「話が違う」「こんな約束ではなかった」といって、3日目に炭砦から逃走しました。その日は雪が深く、逃走は困難だったと思いますが、韓国のわらじを反対向きに履いて逃げました。足跡から逃走方向を見つけられないようにうまく考えたからです。しかし、炭砦は、消防団、警察などを総動員させて「山狩り」をして、追っかけました。不運にも彼らは捕まってしまいましたが、そのリンチは本当に残酷で、すさまじいものでした。班長といわれていたリーダーたち数人は冷

たい水をぶっかけてなぐったり、たたいたり、失神しかけると、また水をかけて、力いっぱいなぐりつける、それは半殺しの状態でした。

結局、彼らは懲役刑になりました。しかし、終戦の日、彼らは出所して来ました。当然、炭鉱会社にはげしく抗議し、自分たちのいた寮に火をつけました。そして、翌日は列をつくって、会社の事務所にのりこんで、それまでの不満をぶつけました。日本人は、それをなだめたり、ごまかしたりしようとしたましたが、無駄でした。険悪な雰囲気の中で、朝鮮人たちは私に向かって「トメ（私の名前）、通訳してくれ」といいましたが、私は胸がふさがれて、声にならなかった。朝鮮語がわからないためにだまっていたわけではありません。今なら、堂々といえますが。（出典①、第5集325-328頁）

＊150人から200人の朝鮮人が棒やなたを持って繰り出し

鹿町町の大加勢の集団対立事件について知っていることを述べてみたい。それは1940（昭和15）年か、その翌年ごろの夏、私が大学生時代で、夏休みの帰省中の、ある日のことである。その日の夕方、もう電灯がついていた。朝鮮人たちが、なたや棒、のこぎりなど、いろいろな道具を持って、一力座（芝居や映画などの行なわれていた小屋）を目がけて行った。それは本当に異様な感じであった。「何事だろう？」と思ったが、周囲の人の話によると、朝鮮人が警察官に足げにされ、たたかれたというのである。事の起こりは、一力座で朝鮮人が泥酔して、寝ていた。そこに警察官がいて声をかけたが、反応がなかった。それで、「どかんか」といって、足げにし、たたいた。たまたまそこに、友人の朝鮮人が見ていた。そして、その男はすぐにそのことを、朝鮮人の宿舎に注進に行った。たちまち150人から200人ぐらいの朝鮮人が、恐ろしい形相で、棒やなたを持って繰り出して来たので、町の人たちはみなびっくりした。間もなく警防団が召集され、それに対抗することになった。石炭ブローカーという団長が、軍刀を持って出て来た。そして、威嚇のためか、抜刀して「何をするか、ぶった斬るぞ！」と大声でどなった。そして、ようやく騒ぎはおさまり、朝鮮人たちは大加勢（おおがせ）港まで連れて行かれた。その後、その朝鮮人たちはどうなったか、わからない。（出典①、第5集324頁）

5 遺骨の放置

遺骨の放置については、特に端島の遺骨問題について触れておきたい。人権を守る会は1986年、1925年から1945年の21年間にわたる同島の「火葬認許證下附申請書」を故あって入手し、「端島資料」と名づけて、『原爆と朝鮮人』第4集に朝鮮人・中国人に関する部分を掲載した。韓国在住の同炭鉱の犠牲者遺族がこの「端島資料」によって親族の死亡（李琬玉（イ・ワンオク）氏、1944年6月6日、22歳、死因は溺死とされているが、韓国在住の証人によれば墜落死であるという）を知り、炭鉱の資産継承会社である三菱マテリアル株式会社へ遺骨の返還を求めたのに対し、同社は返還を拒み続けている。端島の泉福寺にあった「引き取り手のない」遺骨は閉山（1974年）後、隣島の高島の「千人塚」（同社管理）に移送・納骨されたことは同社も認めているのに、度重なる交渉のなかで同社は「朝鮮半島出身者の遺骨はないものと推定される」と明確な根拠も示さないまま繰り返した。「千人塚」は高島炭鉱（同じく三菱石炭鉱業）の閉山（1986年）の2年後、大改造

が施され、密閉されている。そこで遺族が内部調査を要求したところ、同社は「みだりに之を発掘することは御霊の尊厳を損なうことにもなりかねない」（1992年）とこれをも拒み、さらに驚くべきことに「遺骨の特定もできない状況にあります」と言い、密閉に先立って近くの寺院に分骨の供養を委託したのは「土地の習慣に従って遺骨を早く土に返すように努めたのに過ぎない」と回答した。遺骨の放置は全国的にみられるが、遺族が来訪して返還を求めたのを拒絶した例は他にはないであろう。遺族の心情はいかばかりであろうか。母親が「琬玉は必ず帰ってくる」と言いながら亡くなったという。

6 帰国の状況

日本の敗戦時、日本在住の朝鮮人は約236万人（内務省警保局統計）であり、このうち戦後も日本に残留したのは約60万人で、その大半は強制連行時期以前に来日した人々であったといわれる。すなわち、強制連行された人々は一瞬も早く帰国したい一心で、小型の危険な闇舟で帰国を急いだ者も少なくなかったことが明らかになっている。それは使役企業が責任をもって帰国の手筈を整えることなく放置したからであり、若干の帰国旅費を支給して曲がりなりにも帰国の便宜を図ったのは、GHQが帰国希望者の送還命令を下した1945年11月以降に過ぎなかったのである。その上、給与から強制的に天引きしていた貯金を手渡さず、全額没収同然の処置を取ったことが、今日になって明らかになっている（毎日新聞、2013年9月8日）。本人の財産である貯金を引き落として手渡していれば、遭難の危険性が高い闇舟に乗らずにすんだのである。その後も返却の努力を一切していないことから、まさに確信犯というほかはない。帰国時の状況を語る主な証言を以下に示して、財産没収という国家および企業の重大犯罪をも告発することとしたい。

1 番目は、端島に強制連行された田永植（チョン・ヨンシク）氏（1921年1月16日生）の証言、2 番目は前出の石任順氏の証言、最後は香焼島に住む飛田鹿之助氏の証言である。

＊闇舟に乗って帰った、まさに乞食のような格好で

一刻も早く故郷へ帰りたい一心だった。字を習っていなかったので、手紙を出せずに約2年間過ごしてきたのだ。人生の楽しみは自由だろう。自由が一切なく、海の真ただ中で懲役のような生活を強いられていた島に残りたい者がいようか。会社はわれわれを帰国させる手立てを何もしてくれなかった。そこで陰暦の8月に、家族連れの同胞が手配した闇舟に乗って帰ったのだ。まさに乞食のような格好で…。屋根もない小さな船で、いくら払ったかは覚えていないが、3、40人が少しずつ金を出し合った。希望者が全員乗ることはできなかった。私は家族連れの同胞たちと日ごろ付き合いはなかったけれども、運よく乗せてくれた。（出典②、52-53頁）

＊積立貯金も、強制貯金も、退職金も、厚生年金もなにももらえず

陰暦の7月20日、私たち親子3人は、帰国することになりました。（中略）門司から下関へ、そして釜山へたどり着きましたが、釜山から故郷（全羅北道茂朱郡安城面）までは歩きつづけました。そして陰暦の8月15日に故郷へ帰ってきました。（中略）主人も私も長崎では1年9ヶ月も働きましたが、積立貯金も、強制貯金も、退職金も、厚生年金も何ももらえませんでしたし

た。帰るときにもらったのはたった20円でした。(出典①, 第6集220頁)

＊帰国途中で遭難した人々も多かった

彼らがあわただしく帰国していったときは、折あしく9月ごろの台風のシーズンのこともあり、途中で遭難し、水死する者が多かった。現在の香焼島の三菱の百万トンドックの巨大なクレーンのある辺りに、おびただしい数の朝鮮人の水死体が打ち上げられた。かなり多くの朝鮮人が遭難したものと思われる。鹿毛の尾、馬手ガ浦（香焼村）のあたりに多数の死体が打ち上げられた。(出典①, 第2集30-31頁)

7 「明治日本の産業革命遺産」と長崎の朝鮮人強制連行

国連教育科学文化機関（ユネスコ）の世界遺産委員会は2015年7月5日、日本政府が世界文化遺産に推薦した「明治日本の産業革命遺産」の登録を決定した。しかし、この遺産には戦時中朝鮮人を強制動員し強制労働させた7箇所の施設が含まれていたため、韓国政府が7施設の登録に異議を申し立て、最終的には日本政府が譲歩して、強制動員の事実を認めるとともにその歴史を説明する措置を講じると表明したことにより、両国の合意の上で登録決定となった経緯がある。日本政府の表明は、「1940年代にいくつかの施設において、その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、また、第二次世界大戦中に日本政府としても徴用政策を実施していたことについて理解できるような措置を講じる所存である」（長崎新聞、同年7月7日）というものであり、議事録にも記載されたこの文言を、世界に向けた日本政府の公約として確認し、その有言実行を検証していく責任はユネスコ自身にも課せられる。

この経緯を踏まえた上で、早くも浮上している「見解の相違」や当初からの問題点について、以下論述することとしたい。

(1) 1850年から1910年までの産業革命遺産という主張について

日本政府のこの主張は完全に破綻した。この期間限定は当初から現実を無視した暴論であり、そこには加害の歴史を隠蔽する意図があったといわざるをえない。例えば、軍艦島の最も古い高層住宅ビルとして注目をあびる30号棟でさえ1916年の建設である。

(2) 強制連行・強制労働をめぐる「見解の相違」について

韓国政府は強制労働の実態をforced laborと明確に表現するように求めたが、日本政府は国際法で禁じられている「強制労働」に当たる表現としてこれを拒否し、結局、forced to workと表現することで双方歩み寄ったといわれている。しかし、英語の表現としてどれほどの違いがあるといえるであろうか。国際的な理解としても差異はないであろう。日本語としても「働かされた」と「強制労働」は違うというのは困難である。それにもかかわらず、日本政府は「代表団の発言は強制労働を意味するものではない」（7月6日、官房長官の記者会見での発言、同上、長崎新聞）と即刻「強制労働」を否定した。これに対して、韓国の外交部関係者は「日本側は自分たちで解釈しているようだが、そもそも英語が正本だ。読めば強制性があるのかわかるのか、わかる」と反論したという（同上）。

ここで重要なのは見解の相違の原因を突き止めることである。韓国政府は強制労働の史実に基づいて主張しているのに対し、日本政府は強制労働を否定することに「躍起」（長崎新聞，7月11日）という根本的な相違に着目する必要がある。すなわち，日本政府の見解は史実の隠蔽もしくは歪曲に他ならないところに重大な問題があり，強制連行・強制労働の痛ましい実態を深く認識する責務が国際社会からも問われていくであろう。

(3) 説明板に最低限記述すべきこと

長崎における朝鮮人・中国人の強制労働施設としては三菱造船所と端島（軍艦島）炭鉱，高島炭鉱があるが，これらに設置すべき説明板には，強制労働の実態を述べるとともに被害者数および死亡者数を記載しなければならない。強制労働の実態は前述（証言）のとおりであるが，三菱長崎造船所には約6,000人の朝鮮人が朝鮮本土から強制連行され，加えて1942年に始まった在日朝鮮人の徴用は800人と推定され，端島炭鉱には朝鮮人800人（推定）と中国人204人，高島炭鉱にはそれぞれ3,500人（推定）と205人が強制連行された。強制連行開始（1939年）以降の朝鮮人の死亡者数は，調査研究の第一人者である竹内康人氏によれば，三菱造船63人（原爆犠牲者を除く死亡判明数），高島50人（推定），端島48人（『原爆と朝鮮人』第4集参照）であり，中国人（1944年以降）は高島15人，端島15人である。

(4) 三菱長崎造船所における朝鮮人原爆犠牲者数も明記すべき

三菱造船の朝鮮人原爆犠牲者数は明らかにされていないが，三菱重工業長崎原爆供養塔奉賛会が1989年8月9日に建立した「芳名碑」には，動員学徒や女子挺身隊を除く従業員の殉難者として1,270名が刻まれていることから，およそ2.2%と推定され，この死亡率を朝鮮人に当てはめれば，少なくとも150名となる。しかし，芳名碑には朝鮮人と思われる名前は26名しかなく，明らかに過少である。原圭三氏が作成して長崎市に寄贈した三菱関係原爆殉難者出身地別名簿（6,294名）に照らしても，あまりにも不完全で，実際にはこの数倍に及ぶとみなさなければならない。世界文化遺産に登録された三菱造船所は，今からでも朝鮮人原爆犠牲者の徹底調査を行い，自ら進んで誤りを正すべきである。

(5) 松下村塾も世界文化遺産とされたことについて

近代日本の侵略思想の原点は吉田松陰と福沢諭吉にあるといって過言ではない。とりわけ松陰の侵略思想はオホーツクからルソン諸島に及ぶ壮大なものであった。すなわち，「今急に武備を修め，艦ほぼ具わり砲ほぼ足れば，すなわち宜しく蝦夷を開墾して諸侯を封建し，間に乗じてカムサッカ・オホーツクを奪い，琉球を論して（中略）朝鮮を責め，（中略）北は満州の地を割き，南は台湾，ルソン諸島を収め」（吉田松陰全集第1巻，原文は漢文）と説いた。また，「魯墨（ロシアとアメリカ）講話一定，決然として我より是を破り信を戎狄に失ふへからず但章程を厳にし信義を厚ふし其間を以て国力を養ひ取易き朝鮮・満州・支那を切り随へ交易にて魯国に失ふ所は又土地にて朝満にて償ふへし」（吉田松陰全集第5巻）とも説いた。伊藤博文や山県有朋など明治の指導者となった弟子たちが，この壮大な侵略思想に忠実に従い，現実のものとしようと図ったことは論をまたない。松下村塾を世界文化遺産にふさわしいとすることは，これを推薦した日本政府が松陰の侵略思想を肯定することであり，ユネスコにしても「人類の普遍的な価値を保護する」（世界遺産条約）使命に反して不見識かつ重大な過ちを犯したといわざるをえない。因みに，「朝鮮は固より論ずるに足

らず、我目ざす当の敵は支那なるが故に、先ず一隊の兵を派して朝鮮京城の支那兵をみな殺しにし、(中略)我兵士は海陸大挙して支那に侵入し、直ちに北京城を陥れ、(中略)成功疑いなしと断ずべし」(「時事新報」1884年12月27日、福沢諭吉全集第10巻)と説いた福沢諭吉も吉田松陰を師と仰いでいたといえよう。日清戦争の10年前の主張である。

もっとも、松下村塾がアウシュヴィッツやリバプール(奴隷貿易港)のように、教訓とすべき負の世界遺産として位置づけられる可能性は追求されてよいと考える。現段階では韓国政府も中国政府もそれを要求しているわけではなく、日本政府にもその意思はさらさらないとはいえ、登録が取り消されない限り、せめて吉田松陰の侵略思想を知り告発する場とすることを強く望みたい。

(たかざね・やすのり 岡まさはる 記念長崎平和資料館理事長, 長崎大学名誉教授)

【出典】

①: 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編集・発行『原爆と朝鮮人』。

第1集—長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書(1982年)

第2集—長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書(1983年)

第3集—長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書(1984年)

第4集—長崎県朝鮮人強制連行・強制労働実態調査報告書(1986年)

第5集—長崎県朝鮮人強制連行・強制労働実態調査報告書(1991年)

第6集—佐賀県朝鮮人強制連行・強制労働実態調査報告書(1994年)

第7集—長崎市軍需企業朝鮮人強制動員実態調査報告書(2014年)

②: 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『軍艦島に耳を澄ませば一端島に強制連行された朝鮮人・中国人の記録』社会評論社, 2011年。